

地方議会の活性化に関する提言

全国町村議会議長会

地方分権の推進に伴い、住民の代表機関として自治体の最終意思決定にあずかる地方議会の役割と責任は格段に重くなることに鑑み、町村議会の更なる活性化を図るため、下記事項の実現を提言する。

記

1 議会と長の関係の見直し

(1) 議会の招集権

議会運営の柔軟性を高めるとともに、議会活動の活性化を促す見地から、議会の招集権については、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すべきである。(関係条文：法第101条第1項)

(2) 長の不信任議決と議会の解散権

長の不信任議決の要件を4分の3以上から、過半数若しくは3分の2以上まで引き下げるとともに、不信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止するよう制度を改めるべきである。

(関係条文：法第178条)

(3) 再議

議会の議決権の重要性に鑑み、一般的再議権について、特別多数議決を単純多数議決に改めるとともに、長と議会両者の対立点を明確にするため、再議権の行使にあたっては、公聴会を開催するなど客観的基準を採用する制度に改めるべきである。(関係条文：法第176条)

(4) 専決処分

専決処分は、議会の議決権が軽視される一因となっているため、議会が「不承認」とした場合、その効力が存続するものは将来効力を失わせ、改めて提案させるなどの措置を義務付けるべきである。(関係条文：法第179条)

(5) 予算の策定と決算の認定

議会活動の機動性を高めるため、予算のうち議会費については、議会側の提案をもとに予算を編成する制度とするとともに、予算執行における透明性を確

保するため、決算が「不認定」の場合、再発防止、政策の変更、責任の所在の明確化について、長から議会への説明を義務付けるべきである。

(関係条文：法第96条・法第112条・法第233条)

2 議会の議決事項の拡充

(1) 工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準の廃止

地域の実情を踏まえ、議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすべきである。(関係条文：令第121条の2)

(2) 公社及び出資法人等に対するチェック機能の強化

地方公共団体が設立した公社及び出資法人等に対し、地域の実情を踏まえ、議会が自律的にチェック機能を発揮するため、政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすべきである。(関係条文：令第121条の3)

3 議会事務局体制の強化

議会の政策立案やチェック機能を強化するため、独立した議会事務局体制とするよう規定すべきである。(関係条文：法第138条)

4 意見書の誠実処理

町村議会の意見書提出については、本会実態調査(平成21年7月1日現在)によると、内閣・国会に提出された意見書の総数は、5,688件で1議会当たり5.7件となっている。

国会に提出された意見書は、衆・参議長に対する公文書扱いとされ、公報に掲載されるが、内閣に提出されたものについては、なんら明文規定はないため、法令により誠実処理の義務を明文化すべきである。(関係条文：法第99・第125条)

5 地方議会議員選挙の活性化

(1) 被選挙権年齢の引下げ

被選挙権年齢のあり方については、その職務内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき事柄であり、選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら、

選挙権と被選挙権の年齢格差をなくすため、被選挙権年齢の引き下げの検討をすべきである。(関係条文：法第18条・19条)

(2) 戸別訪問の解禁

住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図るべきである。

(3) 公営選挙の拡大

市町村合併による選挙区域の拡大、選挙対象人数の増加を踏まえ、町村の選挙についても市と同様の取り扱いとすべきである。

6 多様な人材の登用

勤労者等が議員として活動することを容易にするため、選挙制度、職場における休暇保障・復職制度等の導入ことなども併せて検討すべきである。

7 その他

(1) 副議長の人数制限の撤廃

法第103条（議長及び副議長）で副議長は1人と限定されているが、議長はともかく、副議長まで法で「1人」と規定する必要はないのではないか。

(2) 臨時議長の規制緩和

法第107条（臨時議長）の規定では、年長の議員が臨時に議長の職務を行うとされているが、法律で「年長の議員」と規定すべき必要はないのではないか。

(3) 議員の議案提出要件の制限撤廃

法第112条（議員の議案提出権）では、団体意思決定議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない、とされている。自由度の拡大や議会活性化という観点からしても、全国一律に法律で議案提出権の制限を設ける実益は無く、機関意思決定議案と同様に、団体意思決定議案についても、各議会の会議規則で定めるようにすべきではないか。

監査機能の充実強化に関する提言

地域主権改革の推進に対応して、地方公共団体の公正で合理的かつ能率的な行財政運営を確保するうえで、監査委員の果たすべき役割はますます増大していることに鑑み、下記事項の実現を提言する。

1 監査委員の選任方法等の改善

監査委員の選任方法や構成については、監査機能の充実強化を図るため、監査委員は、議員・OBの選任制限を設けることなく、議会において選任できるようにすべきである。

(関係条文：法第196条)

2 監査事務局体制の強化

地方公共団体の財政状況に関する一定の指標の整備及び公表の義務付けが、監査委員の審査に付すこととされていることを踏まえ、監査委員及び監査委員事務局の一層の能力の向上を図るため、監査事務局の設置について、都道府県同様法律に規定すべきである。

(関係条文：法第200条)